別紙

意見の要旨と意見に対する千葉県警察の考え方

※いただいた御意見について、趣旨を損なわない範囲で要約し、取りまとめさせていただきました。

No.	意見の要旨	千葉県警察の考え方
1	他人の住居内に侵入して盗撮する行為は、刑法第１３０条の住居侵入罪が適用出来るため、条例で規制する必要はない。	スマートフォンの普及や撮影機器の高性能化等により盗撮が住居内で敢行されている現状に鑑み、本条例において「住居」を規制対象とすることとしています。 住居内で盗撮が敢行される例として、前提に「住居侵入」が成立する場合（正当な理由なく侵入）と成立しない場合（居住者等の承諾あり）があり、必ずしも住居侵入が適用されるものではありません。また、規制する目的、行為が全く異なるため条例による規制が不可欠であると考えます。
2	自宅住居内の盗撮については、浴室とトイレに限定すべきである。 居住者には自宅内の空間を管理する権限があることから、リビングや寝室等の盗撮は規制すべきではない。	本条例による住居内の規制は、「人の通常衣服で隠されている下着又は身体を撮影する行為」を対象としており、住居内の場所を区分して制限すべきではないと考えます。 なお、本条例を適用するか否かは、結果（撮影された事実）のみに捉われることなく、経緯や行為の態様等を総合的に判断するものであり、居住者の権利を不当に侵害するものではないと考えます。
3	自宅の浴室とトイレにおいて、同居する家族間で行われた盗撮については刑を免除できるように刑法２４４条（親族間の窃盗の刑の免除）と同様の条文を設置すべきである。	規制する目的等に鑑みれば、刑法第２４４条（親族間の犯罪に関する特例）の性質とは異なるものであり、家族間における行為についても対象とすべきと考えます。